

朝倉駅周辺を、にぎわいの交流拠点とするための取り組みをお伝えします。

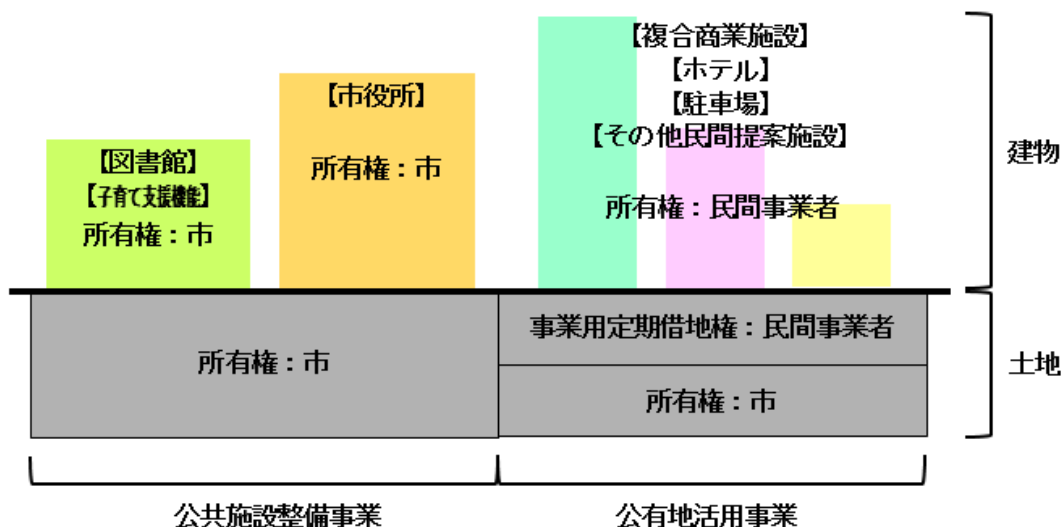
朝倉駅周辺整備事業推進委員会(第3回～第5回)を開催しました。

今年度設置した「朝倉駅周辺整備事業推進委員会」について、平成30年8月21日に第3回委員会、10月19日に第4回委員会、平成31年1月22日に第5回委員会を開催し、第5回委員会では、平成30年度の検討結果の確認を行いました。

平成30年度の検討結果の概要

1. 事業手法及び計画対象地区に導入する施設について

■事業イメージ



本事業では、次の2つの事業を一括で公募する想定としています。

- ・**公共施設整備事業**：市役所や図書館などの公共施設を整備。
- ・**公有地活用事業**：市有地を貸し付けて、複合商業施設やホテルなどを誘致。

公共施設整備事業は、比較の結果、最も事業費の削減効果が大い、PFI方式の**BT O** (Build Transfer Operate) という方式を採用し、施設の設計、建設、維持管理、運営 (図書館の運営を除く) を一括で長期間の契約とする想定としています。

B (Build) 設計・建設して

T (Transfer) 所有権を市に移転して

O (Operate) 維持管理・運営を行う

民間事業者と一括して契約

公共施設整備事業（PFI契約）では、民間事業者（設計企業、建設企業）が市役所と図書館を整備します。BTO方式では、建設終了後、これらの施設の所有権を市に移転し、市は民間事業者に対し、建設費を支払います。その後、民間事業者（維持管理企業、運営企業）が施設の維持管理、運営を行います。市は契約期間にわたり、民間事業者が提供する維持管理・運営サービスの対価を支払います。

公有地活用事業（事業用定期借地権設定契約）では、民間事業者が、複合商業施設、ホテル、駐車場、その他民間提案施設を独立採算で整備し、維持管理、運営を行います。このため市は事業費を負担することなく、契約期間中、民間事業者からの貸付料収入を得ることになります。



計画対象地区に導入する施設は、朝倉駅周辺整備基本構想の街区別整備方針を踏まえ、下の表のとおり、まとめました。

そのうち民間提案施設については、必ず整備することが求められる**必須施設**と、必須とはされませんが、民間事業者の提案により整備することのできる**任意施設**に分けて整理しています。

■街区別導入施設

街区	導入施設	公共施設	民間提案施設	
			必須施設	任意施設
北街区	複合商業施設（飲食・物販等）		○	
	図書館（子育て支援機能を併設）	○		
	カルチャーセンター等			○
	地域の物産・交流センター等			○
	公園、広場等		○	
	駐車場		○	
中街区	市役所	○		
	商業施設（飲食・物販等）		○	
	ホテル		○	
	駐車場		○	

※なお、各施設の詳細な内容は引き続き検討を進めていきます。

また、計画対象地区のうち、南街区は、土地の売却を想定して、マンション事業者を別途公募する予定です。

2. 事業期間及びスケジュールについて

現時点における本事業の事業スケジュールの概要（案）は次のとおりです。

■事業スケジュール概要（案）

内 容		日 程(案)
実施方針等の公表		平成32年（2020年）3月
事業者選定結果の公表		平成32年（2020年）11月
基本協定の締結		平成32年（2020年）12月
本契約の締結		平成33年（2021年）6月
供用開始	市役所	平成35年（2023年）
	図書館(子育て支援機能を併設)	平成37年（2025年）
	駐車場(中街区)	平成35年（2023年）
	複合商業施設、ホテル 等	民間事業者の提案による
	その他民間提案施設	民間事業者の提案による
維持管理・運営期間		○公共施設整備事業 供用開始～平成55年（2043年）3月 （市役所20年間、図書館18年間） ○公有地活用事業 施設ごとに契約期間を設定 本契約～最長平成84年（2072年）3月 （20年以上、最長50年間）

※事業スケジュールは、今後の調整や民間事業者ヒアリングの結果により変更となる可能性があります。

また、日程の表記については新元号発表以降、和暦に統一します。

平成31年度の予定について

1. 事業者公募の準備

- ・事業者公募の準備として、実施方針等の作成、業者選定委員会の設置、優先交渉権者選定基準等の検討等を行います。
- ・これらの業務を着実に行うため、平成30年度に設置した朝倉駅周辺整備事業推進委員会を引き続き開催します。

2. 駅前ロータリーの詳細設計

- ・安全で円滑な交通結節点を確保するため、平成30年度の基本設計を基に、駅前ロータリーの詳細設計を行います。



3. バリアフリー基本構想の策定

- ・朝倉駅への多様な来訪者が、安心して回遊できる空間を整備するための考え方をまとめたバリアフリー基本構想の策定を行います。
- ・基本構想の策定にあたっては、様々な観点からのご意見をいただけるよう、市民アンケート等を実施するとともに、関係事業者や高齢の方、障がいのある方、子育て世代の方等で構成する協議会を設置し、検討を進めていきます。



ご意見・問合せ：
都市計画課朝倉駅周辺整備推進室
電 話：0562-36-2667
E-MAIL：asakura@city.chita.lg.jp